

○男鹿地区消防一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定する様式を定める要綱

令和4年5月19日
消本訓令第8号

改正 令和6年6月13日 消本訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、男鹿地区消防一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第2号。以下「規則」という。）に基づき、休暇簿に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 男鹿地区消防一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条、第18条及び第21条に規定する様式について別記様式のとおり定める。ただし、電子情報処理組織により行うことができる処理については、当該処理による。

附 則（令和4年5月19日消本訓令第8号）

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 前条の規定にかかわらず、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが出来る。

附 則（令和6年6月13日消本訓令第3号）

(施行期日)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式2の3 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防本部 参事以下の日勤者 病気・特別・介護休暇用)

階 級			氏 名						
消防長	次長	総務 課長	所属 課長	所属課 参事	伺月日	休暇 種類	期間	事由	本人 認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式2の4 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防本部 参事以下の交替制勤務者 病気・特別・介護休暇用)

階 級			氏 名							
消防長	次長	総務 課長	所属 課長	班長	所属課 参事	伺月日	休暇 種類	期間	事由	本人 認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式4の3 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防署 本署の消防司令の職員 病気・特別・介護休暇用)

階 級	氏 名								
消防長	署長	総務 課長	副署長	班長	伺月日	休暇 種類	期間	事由	本人 認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式4の4 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防署 分署の消防司令の職員 病気・特別・介護休暇用)

階 級	氏 名									
消防長	署長	総務 課長	副署長	班長	分署長	伺月日	休暇 種類	期間	事由	本人 認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式4の5 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防署 本署の消防司令補以下の職員 病気・特別・介護休暇用)

階 級		氏 名								
消防長	署長	総務課長	副署長	班長	副班長	伺月日	休暇種類	期間	事由	本人認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式4の6 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防署 分署の消防司令補以下の職員 病気・特別・介護休暇用)

階 級		氏 名									
消防長	署長	総務課長	副署長	班長	分署長	副分署長	伺月日	休暇種類	期間	事由	本人認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式5（第3条関係）

勤 務 命 令 簿

（ 交替制勤務者 ）

署長	所属長	命令者印	命令日	従事職員	勤 務 命 令 日	事 由	振替後の週休日	25/100	本人承認
					自 年月日()時分～ 至 月日()時分		月 日	有・無 時間 分	
					自 年月日()時分～ 至 月日()時分		月 日	有・無 時間 分	
					自 年月日()時分～ 至 月日()時分		月 日	有・無 時間 分	
					自 年月日()時分～ 至 月日()時分		月 日	有・無 時間 分	
					自 年月日()時分～ 至 月日()時分		月 日	有・無 時間 分	
					自 年月日()時分～ 至 月日()時分		月 日	有・無 時間 分	
					自 年月日()時分～ 至 月日()時分		月 日	有・無 時間 分	
					自 年月日()時分～ 至 月日()時分		月 日	有・無 時間 分	

※25/100の支給対象となった場合、所属長の決裁が必要です。